

くらしめーる

●4月から成年年齢が18歳になります

●悪質業者に新成年が狙われる?!

● 2022 年度岸和田市消費生活まつり募集！

相談窓口

受付時間：平日・9:30～12:00
・12:45～16:30

TEL 439-5281

※時間外、土日の窓口は裏面に

発行：岸和田市立消費生活センター 〒596-0045 岸和田市別所町 3-12-1 市立保健センター3F

事例

「**どんなものでもいい**から女性用衣類を売ってほしい」と女性から電話があり、来訪を承諾した。後日来訪があり、着物類を見せたが「**アクセサリー**や**金貨**はないか」と男性に**せかされ**慌てて叔母

の形見や亡夫からもらった指輪などの**貴金属**を**出した**。すると合計 1200 円の明細書とお金を渡され、物品を**持ち帰られた**。貴金属を出してしまったことを後悔している。取り戻したい。(70 歳代 女性)



不用品買い取りのはずが
貴金属を買い取られた!

出典：「見守り新鮮情報第 406 号」独立行政法人国民生活センター



- 買い取り事業者が、事前に買い取りを承諾していない物品を突然売るように要求したり、消費者の自宅を突然訪問して勧誘したりすることは禁止されています。売るつもりのない貴金属等の売却を迫られても、物品を見せず、きっぱり断りましょう。
- 必ず契約書を受け取り、すぐに物品の種類、買い取り価格、買い取り業者の名称、連絡先などを確認しましょう。
- 買い取り業者の訪問を受ける場合は、できるだけ一人で対応せず、信頼できる人に同席してもらいましょう。
- 訪問購入は、**クーリング・オフ**ができる取引形態です。困ったときは、**消費生活センター**等にご相談ください。

回覽

＜2022年4月1日から＞

民法改正で成年年齢が18歳に！

2022年4月から、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます。民法の成年年齢には、一人で有効な契約を結ぶことができる年齢であるという意味と、父母の親権に服さなくなる年齢であるという意味があります。つまり、契約を結ぶかどうかを自分で決め、その契約についての責任も自分で負うことになります。

※ 2022年4月1日より前に18歳・19歳の人が法定代理人（親権者又は未成年後見人）の同意を得ずに締結した契約は、施行後も引き続き取り消すことができます。（未成年者取消権）

18歳からできることの例

- 親の同意なしでの契約
（クレジットカードを作る、ローンを組む、携帯電話の契約、ひとり暮らしの部屋を借りる等）
- 10年間有効パスポートの取得
- 医師・薬剤師・公認会計士・司法書士・社会保険労務士等の国家資格取得
- 結婚（男女とも18歳に統一）
- 外国人の帰化申請（日本国籍の取得）
- 性同一性障害の性別変更請求 など



20歳のまま変わらないことの例

- 飲酒・喫煙
- 公営ギャンブル（競馬・競輪・モーターボート競走・オートレース）
- 大型・中型自動車免許証の取得
- 国民年金保険料の納付義務
- 養子をとること
- 養育費を支払う対象年齢の上限 など

お酒とタバコは20歳から！



現在でも18歳から
できること

- 普通自動車免許の取得
- 国民投票の投票権
- 男性の結婚
- 選挙の投票や選挙運動
- 深夜労働やパチンコ（高校生の深夜労働やパチンコは多くの場合、学校や企業等が禁止しています）





悪質業者から狙われる、新成年！

未成年者が親権者等の同意を得ずに結んだ契約は、未成年者取消権によって原則、取り消すことができます（※）。未成年者は、社会経験や取引の知識が不足していることから法律で保護されています。しかし、成年になると親権者等の同意を得ずに単独で契約ができます。保護がなくなったばかりの 18 歳・19 歳の人が悪質商法のターゲットになる消費者被害の拡大が懸念されています。（※）未成年者の小遣いの範囲内の契約等、取り消しができない例外もあります。

契約は単なる約束事ではありません。当事者同士の意思の合致で成立し、なおかつ法的拘束力を伴う法律行為です。口約束でも契約は成立します。好奇心やアルバイト感覚で安易に契約すると、詐欺的なトラブルに巻き込まれる恐れがあります。被害に遭わない為にいくつかの事例を見てみましょう。

うまい話を持ちかけられたら？



「借金してもすぐに返せる！必ず儲かる！」なんて言葉を信用しないで。

◆ 投資や副業などの儲け話を扱う「モノなしマルチ」が増えています。契約金額が数十万円以上の高額決済が多く、契約の為に借金した・事業者の連絡先が不明で解約できない・返金されない等の深刻な被害が生じています。紹介者の話を鵜呑みにして、安易に契約しないでください。

「好き」に付け込むデート商法

◆ SNS やマッチングアプリで知り合った相手をデートに誘い、仲良くなった頃に高額な商品を買わせるデート商法。甘い言葉をかけられてもお金が出たら要注意です。相手の好意は商品売るための手口です。冷静になって断る勇気が大切です。

デート商法



「就職に役立つ」とうたう商法

◆ 路上でアンケートに答えた後、無料就活セミナーを案内された。会場で不安をあおられ、高額な就活講座を契約。路上アンケートには答えなくて。携帯電話番号等個人情報をお教えしないで。その場の雰囲気でのまれて契約してはいけません。

クレジットカード利用の注意点

◆ カードの支払い方法には、一括・ボーナス一括・分割・リボ払い（リボ払い）があります。毎月、一定額を支払うリボ払いは借入残高がわかりにくく、いつまでも支払いが終わらない状況に陥りやすくなります。カードを便利に安全に利用するには、引落日を忘れない、必ず裏面に署名、カードをしっかりと管理、利用明細をこまめに確認することが大切です。



困った時は信頼できる人や消費生活センターへ相談しましょう

2022 年度 岸和田市消費生活モ二夕一募集！

対 象：市内在住の 20 歳以上の人で消費生活問題に関心があり、商品価格調査や研修会・講座（保育なし）等に参加できる人。

募集人数：30 人（応募者多数の場合は校區別に、初めての方・経験年数の浅い順に優先し抽選）

任 期：2022 年 4 月～2023 年 3 月末、参加日はすべて平日です。（通常、年 10 回程度）

(新型コロナウイルス感染防止に最大限配慮し、募集時点では活動内容・回数は未定です)

申 込：2月25日（金）までに電話・FAX・はがきに①住所②氏名（ふりがな）③生年月日
④電話番号⑤モニター経験の有無を記入し、〒596-0045 別所町 3-12-1 岸和田
市立消費生活センターへ。（問合せ：消費生活センター事務局 TEL438-5281）

～過去に開催しましたモニター見学会の訪問先です～

2016年 9月 稲むらの火の館（和歌山県有田市）

2017年 9月 川村義肢（大阪府大東市）

2018年 9月 パナソニックミュージアム（大阪府門真市）

2019年10月 ダスキン大阪工場（大阪府吹田市）



2019年度の
モニター委嘱式の
風景。2020年度
と21年度は委嘱
状を郵送にてお届
けしました。

暮らしの法律

「経営不振で会社を退職。退職金は支払ってもらえる？」

問) 2ヵ月前に会社を辞めました。退職金が支払われるはずでしたがまだです。倒産することも予想されます。退職金を払ってもらえるでしょうか？

答)「権利」と「実現」に問題を分けて考えましょう。会社に就業規則や退職金規定のように文書化されたものがあり、退職金を支給することが記載されていれば「権利」として認められます。「実現」の点では、支払能力が乏しかったり倒産した会社から退職金を支払ってもらうことは難しいです。例外としては、会社が中小企業退職金共済制度等を利用し、退職金の支払いに備

えて従業員ごとに毎月の掛け金を納付していた場合です。中小企業の場合、こうした制度に加入していることは多くないのであまり期待できません。会社が倒産しても、その倒産が法的な倒産、例えば破産や民事再生のように裁判所が関与する手続きの場合、賃金債権（退職金含む）は一般債権に優先して配当される労働債権とみなされますので、後日ながら支払いが期待できます。また、倒産等により賃金が支払われないまま退職した労働者に対し、未払い賃金の一部を立替払いする「未払賃金立替払制度」があります。厚生労働省のウェブサイトに掲載されていますのでご覧ください。最寄りの労働基準監督署に相談されることもお勧めします。

（出典：国民生活 2021 年 9 月号）



相談窓口

消費生活センター

平日 ● 9:30~12:00 ● 12:45~16:30

電話番号 **439-5281** (相談専用)

平日16:30~17:00でお急ぎの場合

大阪府消費生活センターでも受付可能です

06-6616-0888(大阪府消費生活センター)

●週末相談（年末年始除く10:00～16:00）

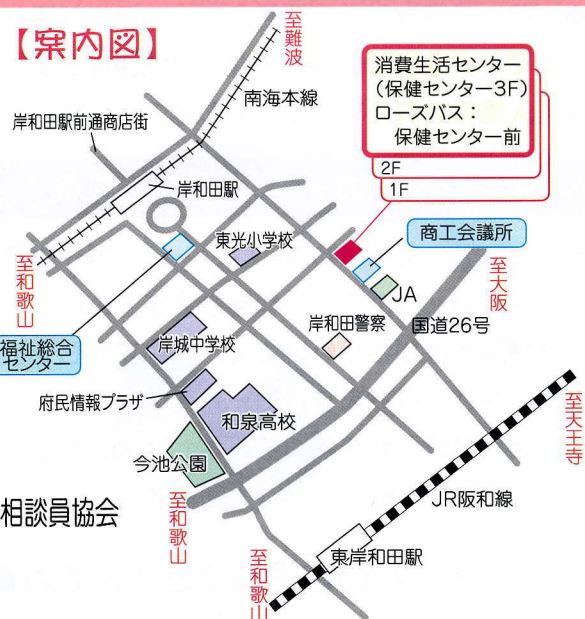
土曜日／06-4790-8110

(公益社団法人)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会

日曜日 / 06-6203-7650

(公益社団法人)全国消費生活相談員協会

【案内図】



「くらしめーる」は、消費生活センター・市役所・市民センター・地区公民館などにも置いてあります。